奥州市中小企業者 物価高騰対策支援金のご案内

エネルギー価格や食料品価格等の物価高騰の影響を受けている 市内の中小企業者の皆様に対し、事業の継続を支援するための支援金を支給します。 ※詳しくは実施要領をご確認の上、申請してください。

〈支給要件〉3つの要件をいずれも満たしている必要があります。

事業継続

申請時点において事業を3カ月以上営んでおり、今後も事業を継続する意思があること。

2

類似の支援金を受けていない

令和6年1月以降に奥州市やその他の 自治体から、類似の支援金等の支給を 受けていないこと(岩手県の物価高騰 対策賃上げ支援金との重複申請は可能で す)。

3

確定申告

法人は直近の事業年度分、個人は令和5年分の確定申告が終了していること(新規開業・事業継承の方は別途特例措置があります)。

〈対象者〉

奥州市内に本店所在地がある法人・組合、 もしくは住所を有する個人事業主

〈対象とならない事業者〉

- ・大企業及びみなし大企業
- ・政治団体、宗教上の組織若しくは団体
- ・農林漁業収入を主とする事業者
- ・その他支給基準を満たさない事業者

支給額

※同一事業者につき1回限り

法人

個人事業主

8 万円 4 万円



申請期間

令和6年 **5**月**10**日(金)~ **7**月**31**日(水)まで (当日消印有効)

※予算の上限になり次第、受付を締め切る場合があります。

申請・お問合わせ先

◆奥州商工会議所

<mark>本 所</mark> 奥州市水沢東町 4 TEL:24−3141 <mark>江刺支所</mark> 奥州市江刺大通り 3-14 TEL:35−2514

胆沢支所 奥州市胆沢若柳字相馬檀144 TEL:46-3131 **衣川支所** 奥州市衣川古戸403-6 TEL:52-3518

〈申請方法〉

下記にある必要書類を郵送いただくか、表面記載の窓口までご持参ください。

申請に必要な書類〔共通書類〕

- ①奥州市中小企業者物価高騰対策支援金申請書兼請求書
- ②誓約書
- ③振込先が分かる通帳の表面と中面の振込先がカタカナ表記のページの写し ※上記共通書類の他、下記の書類が必要となります。

[個 人] 〇令和5年分確定申告書の写し(第1表のみ)

〔法 人〕〇直近事業年度確定申告書の写し(別表1のみ)

○法人事業概況説明書の写し(1~2ページ)

[新規創業者] (令和6年1月1日以降に設立・開業)

○個人事業の開業・廃業届出書の写し

○直近3カ月の売上台帳の写し 他



実施要領・申請書類は下記ホームページから取得できます。 奥州商工会議所HP http://www.oshucci.com/

〈申請書類の留意点〉

●個人・法人共に「確定申告書類」の写し

(*1税務署の収受日付印又は電子申告日時の記載があること)

個人:確定申告書(1枚目のみ)

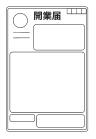
法人:確定申告書(1枚目)、法人事業概況説明書(表と裏)

※1記載が無い場合は、別途に電子申告受信通知の添付でも可。

何も無い場合は、納税証明書その2「法人税」「所得税又は復興特別所得税」を添付する。









●新規創業者

◇「開業届」の写し

(税務署の収受日付印、又は、電子申告日時の記載があること)

◇直近3カ月分の **売上台帳 (様式任意)** の写し



●振込先が分かる **通帳の** 「表面」と、中面 の振

込先がカタカナで表記して あるページの写し

※ネット銀行の場合は、金融機 関名・口座番号・名義が分か るページの写し



●法人代表者 または個人事業主の

本人が自署した誓約書

※□欄にチェックを入れること ※パソコン印字や氏名スタンプ は不可